

理由

大韓民国及び台湾を原産地とするポリエステル短繊維について、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実があり、かつ、本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、当該貨物に不当廉売関税を課するため、その課税物件及び税率その他所要の事項を定める必要があるからである。